第1章

全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり

基本方向

積極的な女性登用の促進により、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。 また、誰もが個性と能力を発揮しながら生き生きと働き続け、充実した生活を送ることができるよう、女性活躍の機運を醸成する と同時に、男女ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりを促進します。

目標値達成に向けた主な取組

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - (1) 女性管理職の登用をはじめとする女性市職員の活躍の促進
 - ■女性管理職への積極的な登用を促進し、市内企業等における女性の活躍促進の呼び水となるよう、 率先した取組の推進
 - (2)市の審議会等の委員への女性の登用の拡大
 - ■女性の積極的な登用を図るなど女性委員の割合を高める取組の推進
 - (3)企業や各種団体等における女性の積極的登用に向けた働きかけ
 - ■女性の採用・登用に積極的な企業等の事例を広く紹介し、企業や各種団体等へ女性の積極的登用に 向けて促進
 - (4)女性のエンパワーメントの推進
 - ■女性が自らの意識と能力を高め、主体的に活躍することの重要性について、女性自身の理解を促す とともに、キャリア形成支援や、活躍するロールモデルの情報提供を行います。
- 2 ワーク・ライフ・バランスの実現
 - (1) 多様な働き方に対応した子育てや介護の支援
 - ■男女がともに子育てしながら働き続けられるよう、延長保育などの保育サービスを充実するなど、 仕事と子育ての両立を支援
 - ■障がい児保育の支援やひとり親家庭の子育ての相談支援など、特別な支援を必要とする家庭への支援
 - ■保育士等を対象とした研修等を通じた、教育・保育サービスの質の向上と人材確保
 - ■男女がともに協力し合いながらその責任を担い、介護と仕事のバランスが保てるよう、介護保険制度の周知など、介護サービスの質の確保・向上

令和6年度の実施状況

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
 - (1) 女性管理職の登用をはじめとする女性市職員の活躍の促進

(1事業中1事業実施)

○「女性活躍推進法」や「青森市男女共同参画プラン」を踏まえ、男女共同参画社会の形成の前提となる男女平等と人権尊重についての理解を深め、男女の別なく活躍できる組織風土の醸成を図るための研修を実施しました。

また、男女を問わず、能力に応じた適正·公正な登用を基本に、勤務成績、年齢構成、やる気などを考慮した 昇任を実施しました。

(2)市の審議会等の委員への女性の登用の拡大

(2事業中2事業実施)

- ○委員の改選がある附属機関の所管課に対し、概ね4か月前に依頼文を出すとともに事前ヒアリングを行い、女性委員の積極的な登用に取り組むよう働きかけました。
- ○団体からの委員の推薦に当たっては、女性の推薦を依頼するよう積極的な働きかけを行いました。

(3)企業や各種団体等における女性の積極的登用に向けた働きかけ

(4事業中4事業実施)

- 〇男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行う個人・団体、事業者を青森市男女共同参画推進月間オープニングイベントにおいて表彰し、その取組について、広報あおもり、市ホームページで周知しました。
 - ・被表彰者数:「個人及び団体の部」1者、「事業者の部」1事業所

(4)女性のエンパワーメントの推進

(3事業中3事業実施)

- 〇キャリア形成意識の高揚や就業意欲の向上を図るため、働く女性同士が主体的に活動できる場として「青森市 働く女性ネットワーク」を創設しました。
- 2 ワーク・ライフ・バランスの実現

(1) 多様な働き方に対応した子育てや介護の支援

(11 事業中 11 事業実施)

- ○急病や断続的勤務・短時間勤務など様々な理由により一時的に家庭で保育が困難な場合、一時的な保育サービスを提供し、保護者の就労及び子育ての両立を支援するための幼稚園型一時預かり事業を実施する幼稚園等に対し補助金を交付しました。
 - ·一時預かり利用児童数:延べ85,018人
- ○女性の社会進出の進展や就労形態の変化などに対応するために、育児に関する援助を受けたい人と、援助を行いたい人とを組織化し、会員同士が相互援助活動を行いました。
 - ·活動実績:3.537件



(2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進

■ワーク・ライフ・バランスの意義を周知するとともに、男性の家事・育児・介護等への参画促進

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業や各種団体等への働きかけ

■ワーク・ライフ・バランスについて、企業等にその意義を周知し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる好事例の情報提供や、育児休業取得等の積極的な働きかけなど、関係機関と連携し普及促進

3 雇用等における男女共同参画の推進

(1)女性活躍の推進と多様な働き方を可能にする就業環境の整備

- ■関係機関と連携し、「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」など雇用に関する法令・制度の周知
- ■身近な女性のロールモデルの発信、女性の職域拡大・職業能力の向上に必要な情報提供など
- ■企業における女性活躍の推進や、多様な働き方を選択することができる就業環境の整備の促進に向けた支援

(2) 商工業の振興に向けた男女の能力の活用

- ■女性の活躍による企業等の活性化事例の収集・発信、起業の知識等の情報提供、資金面等の支援
- ■求職者の職域拡大・職業能力の向上に必要な情報提供等を受けられる機会の充実、再就職の職業能力開発等への支援
- ■「女性活躍推進法」で事業主行動計画の策定が努力義務とされている企業に対する行動計画の策定・ 活用の促進

令和6年度の実施状況

(2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進

(3事業中3事業実施)

- ○カダール(男女共同参画プラザ)やアコール(働く女性の家)において、講座を開催し、ワーク・ライフ・バランスの周知や男性の家事・育児・介護等への参画促進を図りました。
- ○市役所においては、「男性職員育児休業取得促進プログラム」に基づき、男性職員の育児休業取得等を促進することにより、男女問わず、育児と仕事を両立できる環境づくりに取り組みました。

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業や各種団体等への働きかけ (5事業中5事業実施)

- 〇男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行う個人·団体、事業者を青森市男女共同参画推進月間オープニングイベントにおいて表彰し、その取組について、広報あおもり、市ホームページで周知しました。
- ○市内企業に対し、従業員のワーク・ライフ・バランスがとれた働き方を促すため、市ホームページ等による周知や関係機関との連携のもと普及促進を図りました。

3 雇用等における男女共同参画の推進

(1)女性活躍の推進と多様な働き方を可能にする就業環境の整備

(9事業中9事業実施)

- ○働く女性の意欲向上や意識高揚を図るとともに、市内企業における就業環境改善に向けた取組の底上げを図り、女性が本市で働き続けることを選択できる環境づくりを促進するため、働く女性同士が主体的に活動できる場として「青森市働く女性ネットワーク」を創設しました。
- ○カダール(男女共同参画プラザ)において、女性の職域拡大、職業能力の向上に向けて、起業に関する基礎的 学習やネットワークを築く場を提供する「プチ起業塾」等を開催しました。
- ・「プチ起業塾」開催回数:6 回
- ○女性活躍の機運醸成やキャリア形成を支える働きやすい環境づくりの促進を図るための事業所向けセミナー を開催しました。

(2) 商工業の振興に向けた男女の能力の活用

(12 事業中 12 事業実施)

- ○起業・創業から地域企業の経営相談・新事業展開までワンストップで対応する東青地域のビジネス支援拠点「AOMORI STARTUP CENTER」を運営し、経験豊富な知識を有するコーディネーターが常駐しながら、起業・創業者や中小事業者が、継続的かつ安定的に事業を展開できるよう、綿密な経営計画の作成や、経営ノウハウなどの助言・指導を行いました。 ・相談者数:330人(うち女性146人)
- ○パサージュ広場において、起業意欲のある人たちに低い開業資金で一定期間商売を実践できる環境を提供する とともに、経営指導等も行いながら、商業者を育成しました。
- ○カダール(男女共同参画プラザ)において、求職者の職域拡大、職業能力の向上に向けて、起業に関する基礎 的学習やネットワークを築く場を提供する「プチ起業塾」等を開催しました。・「プチ起業塾」開催回数:6回



4 農林水産業等における男女共同参画の推進

(1)農林水産業、自営業等における女性の経営参画

- ■男女のワーク・ライフ・バランスや健康管理への配慮を含む家族経営協定制度の周知、農業者年金への加入促進などを通じ、農業等に従事する男女が自分の生き方を自由に選択・設計・実現できるようにするための啓発活動を推進
- ■農水産物の加工・販売などの経営の多角化・複合化や「6次産業化」を推進する取組の支援、農林水産業における女性の能力発揮の促進
- ■県や関係機関と連携し、知識・技術の情報提供や各種研修会等を通じた農山漁村の女性リーダー育成と活躍の場の拡大

指標とその説明	現状値(R5)		D.O.	目標値	達成率
	値	単位	R6	(R10)	(R6/R10)
青森市における課長相当職以上に占める女性の 割合	16. 5	%	17. 5	18. 2	96. 2%
青森市役所における課長級以上の女性の割合					
市の審議会等における女性委員の割合 法律または条例の定めにより設置された市の審議会等の 委員に占める女性の割合	27. 9	%	28. 6	40. 0	71. 5%
市役所における男性の育児休業取得率 育児休業が取得可能となった男性職員のうち取得した割合	75. 0	%	59. 4	100	59. 4%
AOMORI STARTUP CENTERの支援による女性の 創業件数 AOMORI STARTUP CENTERの支援による市内での女性の 年間創業件数	42	件	37	31	119. 4%
家族経営協定の締結数 家族経営協定を締結した農家数の累計	69	件	71	79	89. 9%

令和6年度の実施状況

4 農林水産業等における男女共同参画の推進

(1)農林水産業、自営業等における女性の経営参画

(7事業中7事業実施)

- ○カダール(男女共同参画プラザ)やアコール(働く女性の家)において、農業等に従事する男女が自分の生き 方を自由に選択・設計・実現していくことができるようにするための情報発信を行いました。
- ○6次産業化に向けた取組を持続的に発展させ、かつ市の農林水産資源である「あおもり産品」を活用し新たな 付加価値を創出しようとする生産者や事業者等に対し、補助金を交付しました。
- ○地域農業を担う女性リーダーの掘り起こしや育成のため、県等と連携し、パンフレット等により、女性農業者を対象とした各種事業・研修会等への参加について周知しました。

課題・今後の方向性

- ○市の審議会等における女性委員の割合について、令和 6 年度は 28.6%となっており、現状値である令和 5 年度の 27.9% から 0.7 ポイント上がりましたが、目標値とは 11.4 ポイントの差があります。
- 引き続き、女性委員登用に向けて着実に取り組んでいく必要があります。【担当:人権男女共同参画課】
- ○市役所における男性の育児休業取得率について、令和6年度は59.4%となっており、目標値とは40.6ポイントの差があります。男性職員も育児休業を取得しやすい職場環境となるよう、「男性職員育児休業取得促進プログラム」の取組内容を職員に周知していくなど、引き続き育児休業取得促進に取り組んでいく必要があります。【担当:人事課】
- ○「AOMORI STARTUP CENTER (あおもりスタートアップセンター)」において、起業・創業に関する相談のほか、経営計画の作成や経営ノウハウの助言・指導等の一貫した事業者支援を行い、引き続き、新たな起業・創業や、新事業展開等による地域企業の経営力強化の促進を図る必要があります。【担当:しごと創造課】
- ○農業分野において、女性が対等なパートナーとして経営等に参加できる家族経営協定や、農業者の老後の生活を支える農業者年金について、制度の周知が図られていないところがあるため、制度の浸透に向けて、実効的かつ具体的方策を検討・実施する必要があります。【担当:農業委員会事務局】



第2章

安心して暮らせる社会づくり

基本方向

女性に対するあらゆる暴力の根絶をはじめ、多様な生活上の困難を抱える女性等に対し、男女共同参画の視点に立った支援を行い、全ての人が安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、男女共同参画社会を形成する上で根底を成す男女平等と人権尊重の理念の普及を図ります。

併せて、地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かすなど、多様な主体との連携・協働や人材育成を図り、最も身近な暮らしの場である地域生活において男女共同参画を推進します。

また、特に女性特有の健康上の問題に留意しながら、生涯を通じた男女の健康支援を進めます。

目標値達成に向けた主な取組

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 女性に対する暴力の予防啓発の推進

- ■女性に対する暴力の予防啓発、一人ひとり誰もが大切な存在であるという意識とDVの正しい理解 促進
- ■企業等に対するハラスメント防止の周知啓発、市の機関のハラスメント防止と良好な職場環境の構築

(2) 若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実

■将来DVやデートDVの加害者・被害者にならないよう、小・中学校での子ども向け啓発小冊子等 の活用による暴力の予防啓発の充実

(3) 青森市配偶者暴力相談支援センターなどの相談体制の充実

- ■DV被害相談者にワンストップ支援を行う「青森市配偶者暴力相談支援センター」などの相談窓口の周知徹底、男性被害者に対する相談対応の実施
- ■相談支援に当たり関係機関と連携し、DV被害者の安全確保を最優先に、相談者の立場に立った相談・支援
- ■DV専門の相談員・DV担当職員の育成のための各種研修や、窓口職員の研修等を通じた相談対応 能力の向上

令和6年度の実施状況

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1)女性に対する暴力の予防啓発の推進

(9事業中9事業実施)

- ○カダール(男女共同参画プラザ)やアコール(働く女性の家)において、パネル展示等を行い、女性に対する 暴力の予防啓発とDVについての正しい理解の促進を図りました。
- ○県等の関係機関と連携してパープル&オレンジWリボンキャンペーン等を行い、女性に対する暴力根絶の啓発を図りました。
 - ·「パープル&オレンジWリボンキャンペーン」参加者数:227人
- ○出前講座ではデートDVについての講義を行い理解の促進を図りました。
 - · 出前講座参加者数:511 人
- ○あらゆるハラスメントが発生しないよう、「職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針」の運用 について周知啓発を図りました。

(2) 若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実

(4事業中4事業実施)

〇中学3年生版男女共同参画啓発小冊子の中に、DVやデートDVが重大な人権侵害であることを記載し、予防 啓発を行いました。

(3)青森市配偶者暴力相談支援センターなどの相談体制の充実

(9事業中9事業実施)

- ○「青森市配偶者暴力相談支援センター」では、女性相談支援員及び人権男女共同参画課職員が電話または来所による相談に対応し、DV被害者の立場に立ったワンストップ支援を行い、状況に応じて青森県女性相談支援センターや警察、民間団体などの関係機関と連携を図りました。
- ○「青森市配偶者暴力相談支援センター」の相談ダイヤルを掲載したDV被害防止啓発カードを作成し、青森市の関係各課や青森市民病院・浪岡病院の受付窓口のほか、各庁舎、各市民センター、カダール(男女共同参画プラザ)、アコール(青森市働く女性の家)の女子トイレの各個室に設置するとともに、アピオあおもり、青森県県民活躍推進課、青森県こどもみらい課にもカードを配布し、周知を図りました。
- ○「青森市配偶者暴力相談支援センター」のチラシの裏面に市内のDV相談窓口を掲載し、情報を集約して発信しました。
- 〇より被害者の状況に応じた支援が可能となるよう、関係各課に「青森市DV被害相談者対応マニュアル」を周知しました。また、関係各課の職員を対象にDV被害者対応に関する職員研修を実施し、相談対応能力の向上を図るとともに、DV相談支援連絡会議を開催し連携強化を図りました。



(4) 関係機関・民間団体等との連携・協力による被害者の保護及び自立支援

- ■身の危険があるDV被害者の支援に際し、関係機関と連絡調整や庁内関係部局と連携し、DV被害者の安全確保
- ■生活保護の適用、児童扶養手当の支給など利用可能な制度を積極的に活用し、DV被害者の自立に向けた支援
- ■DV被害者の自立に向け、母子生活支援施設すみれ寮の活用や市営住宅への入居要件の緩和など、 住宅確保の支援

2 生活上の困難に対する支援と人権の尊重

(1) 人権尊重理念の理解促進

■男女共同参画に関連の深い法令や国際条約等の趣旨を周知し、人権尊重の理念と男女共同参画への 理解促進

(2) 人権に関わる相談体制の充実と関係機関との連携

■個人の人権を守るため、人権擁護委員による人権相談などを通じ人権の擁護に努め、関係機関と連携し人権に関する相談体制の充実

(3) 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、適切な支援の充実

■「青森市要保護児童対策地域協議会」の連携体制のもと、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応及び適切な支援

(4) 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等への支援

■高齢者、障がい者、ひとり親家庭等への暴力被害防止のため、民生委員や関係機関との連携による 支援、意識啓発の機会の充実

令和6年度の実施状況

(4)関係機関・民間団体等との連携・協力による被害者の保護及び自立支援

(22 事業中 22 事業実施)

○警察や青森県女性相談支援センターなどの関係機関との連携を図りながら、DV被害相談者の安全確保に努めました。また、庁内各支援担当課における利用可能な制度を積極的に活用し、DV被害相談者の自立に向けた支援を行いました。

2 生活上の困難に対する支援と人権の尊重

(1)人権尊重理念の理解促進

(4事業中4事業実施)

- 〇本市相談窓口に寄せられる人権侵害に関する相談への対応や人権思想の普及·啓発を広く行っている「青森人権擁護委員協議会青森地区人権擁護推進部会」(本市の人権擁護委員で構成)に対して補助金を交付し、同推進部会の活動を支援しました。
- 〇小学 6 年生版・中学 3 年生版男女共同参画啓発小冊子の中に、「男女平等と人権の尊重」について記載し、人権への理解を深めるための啓発を行いました。

(2)人権に関わる相談体制の充実と関係機関との連携

(3事業中3事業実施)

○人権擁護委員による人権相談窓口(市役所駅前庁舎毎月第1・3月曜日、浪岡総合保健福祉センター毎月第1・3木曜日)や、行政相談委員による行政相談窓口(市役所駅前庁舎毎週木曜日、浪岡総合保健福祉センター毎月第1・3木曜日)を開設し、様々な悩みを抱えた市民の相談機会の確保・充実に努めるとともに、広報あおもりや市ホームページなどを通じて、相談日に関する情報を広報しました。

(3) 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、適切な支援の充実

(5 事業中 5 事業実施)

- ○児童の心身の異常や発達の遅れなどの早期発見・早期治療・早期療育への支援を図るため、小児科医師や保健師などによる健康診査を実施し、虐待が疑われる児童や受診しなかった児童の家庭に対し、個別指導などを実施しました。
 - ・4 か月児健康診査: 1,164 人 (未受診 17 人) ・7 か月児健康診査: 1,210 人 (未受診 11 人)
 - ・1歳6か月児健康診査:1,330人(未受診20人)・3歳児健康診査:1,409人(未受診41人)
- 〇要保護児童対策地域協議会を設置し、関係者間で情報を共有し、虐待の早期発見、早期対応、適切な支援を行いました。
 - ・代表者会議:1回・実務者会議:6回・庁内ネットワーク会議:6回・個別ケース検討会議:随時

(4) 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等への支援

(7事業中7事業実施)

○地域包括支援センター、相談支援事業所へ「青森市配偶者暴力相談支援センター」のチラシを配布し、DVに 関する情報提供、意識啓発の機会の充実に努めました。



(5) 困難な問題を抱える女性への支援

- ■女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策についての周知
- ■困難な問題を抱える女性等に関する理解の促進、支援施策の周知を図るための教育、啓発、広報等
- ■困難な問題を抱える女性等が早期に相談窓口につながり、必要な支援を受けることができるよう、 女性相談支援センター、女性相談支援員、民間団体等の情報提供の実施
- ■性被害の潜在化・深刻化を防ぐため、性犯罪・性暴力被害の相談窓口の周知
- ■困難な問題を抱える女性等に対する相談体制を整備し、適切な相談対応を行うとともに、支援制度 の実施機関である庁内関係部局や関係機関との連携のもと、必要な支援の包括的な提供
- ■困難な問題を抱える女性等に対して適切な支援を実施するため、庁内関係部局の職員への研修等を 通じた情報共有や相談対応能力の向上

(6) 多様な性のあり方に対する理解の促進

- ■様々な悩みや問題等を抱える性的マイノリティのかたやその関係者等からの相談対応
- ■多様な性のあり方について市民の理解を促進するための啓発活動の推進
- ■職員研修や情報紙などを通じた多様な性のあり方についての市職員等の理解の促進

3 地域における男女共同参画の推進

(1) 多様な主体との連携・協働による男女共同参画の推進

- ■既存のネットワークを活用し行政のみならず、民間団体等を含め男女共同参画を推進する幅広い分野の多様な主体と連携・協働し、男女共同参画の取組を推進
- ■男女共同参画に係る問題意識を共有し、協働による啓発の推進

(2) 男女共同参画を推進する人材の育成

■身近で分かりやすいロールモデルの情報提供や、男女共同参画を推進する団体や個人の育成とネットワーク化などの推進

令和6年度の実施状況

(5)困難な問題を抱える女性への支援

(7事業中7事業実施)

- ○市ホームページ内に、相談窓口を集約したページを作成するとともに、同ページにアクセスしやすいよう相談 窓口案内のQRコードを掲載したカードを作成し、女性が人目を気にせず手に取れる市庁舎の女性トイレ等に 設置しました。
- ○情報共有やネットワーク構築のため、庁内関係部局の職員や関係機関等を対象に、女性支援をテーマとした人権セミナーを開催し、女性支援に関わる関係機関等の活動紹介と意見交換を行いました。
- ○カダール相談室では、困難な問題を抱える女性に適切な対応ができるよう情報収集や相談員のスキルアップに 努めました。
- ○カダール出前講座や、常設ボード・情報ステーション、施設内トイレでの展示掲示を通して、困難な問題を抱える女性支援についての情報発信を行いました。

(6) 多様な性のあり方に対する理解の促進

(6事業中6事業実施)

- ○毎週火曜日にカダール(男女共同参画プラザ)において、性的マイノリティに関する悩みをお持ちのかた(ご家族、友人、学校・職場のかたも含む)の相談に応じました。
- にじいる電話相談:283件
- ○市民の理解促進を図るため、男女共同参画情報誌「アンジュール」への啓発記事の掲載、人権週間におけるパネル展示、カダールでの映画上映及び意見交換、申請書等の性別欄の見直しなどを実施しました。
- ○学校訪問等を通して、教職員が性的マイノリティに関する正しい知識を身に付け、悩みや不安を抱える子どもに対してよき理解者として対応できるよう、関係機関やスクールカウンセラー等と連携しながら取り組みました。

3 地域における男女共同参画の推進

(1) 多様な主体との連携・協働による男女共同参画の推進

(7事業中7事業実施)

○東青地域男女共同参画ネットワーク総会及び東青地域男女共同参画ネットワーク市町村会議との合同会議等 に参加し、男女共同参画の取組状況等について情報共有を図りました。

(2) 男女共同参画を推進する人材の育成

(3事業中3事業実施)

- ○男女共同参画を推進する団体や個人の育成とネットワーク化を目的に、男女共同参画を推進する団体から男女 共同参画情報紙「アンジュール」の企画編集委員を推薦していただき、問題意識を共有するとともに、男女共 同参画の実現に向けた意識啓発活動を推進しました。
- ○カダール(男女共同参画プラザ)において、女性の人材育成を図るため、起業に関する基礎的学習やネットワークを築く場を提供する「プチ起業塾」等を開催しました。
- ・「プチ起業塾」開催回数:6回



(3) 男女共同参画の視点による地域の課題解決に向けた取組の推進

■地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かしている先進事例、ノウハウ等の情報収集・提供

(4) 防災分野における男女共同参画の促進

- ■地域ごとの防災講習会・訓練などを通じ、防災組織づくりや救急・救護活動への女性の参加拡大
- ■地域の防災を担う女性リーダーの養成

(5) 地域における子ども・子育て支援の充実

- ■あおもり親子はぐくみプラザや地域子育て支援センターなどにおいて、親子交流の場の提供、子育 てに関する相談、情報提供などにより、地域の子育てを支援
- ■設置を希望する全小学校区に「放課後児童会」を開設するとともに、児童館等も活用し、地域において子どもや子育てを支援

4 生涯を通じた健康支援

(1) 男女の健康づくり支援

- ■健康支援情報や各種健(検)診の重要性を周知するなど、生涯を通じた性差に応じた健康づくりの 推進
- ■男女が健康でいきいきと暮らせる社会を築いていくため、自殺予防に対する正しい知識の普及啓発、 ゲートキーパーとしての役割を担う人材の確保、相談窓口の周知、相談支援の充実など、関係機関 とも連携し、こころの健康づくりの推進
- ■年齢や性差に応じた各種予防接種の実施、健康教育や研修会などの開催による感染症に関する予防 啓発の推進など、感染症対策の充実
- ■小・中学生などを対象とした思春期健康教室や保健体育科などを中心とした学校教育活動全体を通じた、思春期等における心身の変化や健康教育に関する学習

令和6年度の実施状況

(3) 男女共同参画の視点による地域の課題解決に向けた取組の推進

(5事業中5事業実施)

- ○男女共同参画に関する意識啓発を図るため、カダール(男女共同参画プラザ)やアコール(働く女性の家)に おいて講座等を実施しました。
- ○青森市地域コミュニティ・ガイドラインにおいて、まちづくり協議会を設立する際の参加団体として女性団体 等が構成員として参画するよう例示しており、まちづくり協議会の設立や運営を支援するため、補助制度によ る財政的支援と「地域担当職員」を会議等に派遣する人的支援を行いました。

(4) 防災分野における男女共同参画の促進

(4事業中4事業実施)

- 〇自主防災組織の結成を促進した結果、8つの自主防災組織(花園第一町会、新赤坂町会、袰懸町会、稲元町会、 曙町町会、常盤町町会、油川横町町会、上浦町町会)が女性を長として活動しています。
- ○講習会等への参加により女性消防団員のスキルアップを図るとともに、入団促進活動を積極的に行いました。 ・講習会参加者数:223人

(5)地域における子ども・子育て支援の充実

(5事業中5事業実施)

- ○あおもり親子はぐくみプラザ及び地域子育て支援センターにおいて、子育て中の保護者の孤立予防や育児不安 を軽減するため、親子が安心して交流することのできる場の提供や子育て相談、子育て講座等を実施しました。
- ○放課後児童会を開設し、保護者が就労等により日中家庭にいない小学校に就学している児童に対し、家庭の代わりとなる放課後の安全・安心な居場所を提供し、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図りました。
- ○児童館・児童室・児童センター等において、こどもたちの居場所としての機能に加え、地域の方々とともに、 書道や太鼓などクラブ活動を実施しました。また、児童館同士の合同行事として、「合同キャンプ」や「合同 イベント」の開催、自分の体験したことを発表する「子どもサミット」を開催しました。

4 生涯を通じた健康支援

(1) 男女の健康づくり支援

(28 事業中 28 事業実施)

- ○健康の保持増進や生活の質の向上のため、生活習慣病の予防や心の健康等の健康づくりについて、保健師等による健康教育等により啓発を図るとともに、健康相談、訪問指導、各種健診・検診等により市民の健康づくりの推進を図りました。
- ○地域における自殺対策力の強化を図るため、人材育成や普及啓発、相談支援を行いました。
- ○全ての小・中学校において喫煙・飲酒・薬物乱用防止教室や心の健康教室などの思春期健康教室を各学校の実 態に応じて実施しました。



- (2) 思春期・妊娠・出産等、生涯を通じた女性の健康支援の充実
- ■女性のライフステージに応じた健康相談の実施
- ■母子健康手帳の交付、訪問指導などによる妊娠・出産期の健康管理の充実や、妊婦健康診査の公費 負担などによる経済的負担を軽減し、安心して出産できる環境づくりの推進
- ■女性特有の乳がん、子宮がんをはじめ、発症率が高いとされる各種がんの検診を実施・支援し、健康意識の向上と疾病の予防促進

指標とその説明	現状値(R5)		- R6	目標値	達成率
	値	単位	KO.	(R10)	(R6/R10)
青森市 D V 相談支援センターにおける 相談対応率 青森市 D V 相談支援センターにおける相談に対応した割合	100	%	100	100	100%
女性相談支援員による相談対応率 女性相談支援員が困難な問題を抱える女性に関する相談に対応 した割合	_	%	100	100	100%
「人権教室」への参加者数 青森地区人権擁護推進部会が開催する「人権教室」への 児童・生徒の参加者数	1, 029	人	549	1, 270	43. 2%
消防団員に占める女性団員の割合 市内の消防団員に占める女性の割合	5. 2	%	5. 2	10. 0	52. 0%
子宮頸がん検診・乳がん検診受診率 青森市国民健康保険被保険者(~69歳)ががん検診を受診した 割合	子宮頸がん 12. 6 乳がん 16. 1	%	子宮頸がん 未確定 乳がん 未確定	子宮頸がん 20. 1% 乳がん 24. 4%	子宮頸がん 一% 乳がん 一%



令和6年度の実施状況

(2) 思春期・妊娠・出産等、生涯を通じた女性の健康支援の充実

(12 事業中 12 事業実施)

- ○生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るため、思春期から更年期に至る女性を対象に、健康状態に応じた健康管理ができるよう、保健師等による健康相談を行いました。
- ○妊娠・出産期の女性の健康を支援する各事業を通じて、安心して出産できる環境づくりを推進しました。
- ○女性特有の子宮頸がん、乳がん検診について、受診しやすい環境づくりに努めました。

課題・今後の方向性

- ○あらゆるハラスメントを防止するため、令和 3 年度に策定した「職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する 指針」の運用について、職員に周知啓発を図っていく必要があります。【担当:人事課】
- ○相談窓口の周知徹底を図るとともに、多様化・複雑化しているDV相談に対応するため、知識の習得や相談対応能力の向上、関係機関との連携強化を図りながら、DV被害者への支援に努めていく必要があります。

【担当:人権男女共同参画課】

- ○困難な問題を抱える女性が早期に相談窓口につながるよう、窓口の周知を図るとともに、職員の相談対応能力の向上 や、庁内関係部局及び関係機関等との連携強化を図りながら、必要な支援の包括的な提供に努めていく必要がありま す。【担当:人権男女共同参画課】
- 〇子宮頸がん検診受診率について、現状値である令和5年度は12.6%となっており、目標値とは7.5ポイントの差があります。乳がん検診受診率については、現状値である令和5年度は16.1%となっており、目標値とは8.3ポイントの差があります。子宮頸がん・乳がん等の早期発見・早期治療を図るため、引き続き、受診勧奨等の取組を行っていく必要があります。【担当:健康づくり推進課】

第3章

目標値達成に向けた主な取組

1 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革

- (1) あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動の強化
- ■多様な情報媒体を活用した広報・啓発活動(出前講座、情報紙「アンジュール」等)
- ■市職員の男女共同参画に関する理解促進

(2) 男女共同参画に関わる調査、情報の収集・提供の充実

- ■先進的な取組を行っている市内の企業等や他都市の事例等の情報収集・発信
- ■様々な講座の開催や情報誌等を通じた情報発信
- ■男女共同参画情報紙「アンジュール」発行による最新情報の発信
- ■市民意識調査等の活用による実態把握

(3) 根強い固定的性別役割分担意識の解消など男性への意識改革の促進

- ■男性が関心を持ち参加しやすい講座等の開催による男女共同参画の理解促進
- ■男性の固定的性別役割分担意識脱却のための意識啓発促進と、男性のロールモデルの情報提供等による男性の家事・育児等への参画促進

(4) 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進

- ■子どもの頃から、人権尊重の理念や性別にとらわれず一人ひとりの個性・能力を尊重する意識を育む教育を推進
- ■教員研修等の機会を通じた、教員や保育士等子どもの育ちに関わる人たちの男女共同参画意識の向上
- ■家庭教育学級等を活用して、学校・家庭・地域が連携し、子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成、保護者等の男女共同参画の意識啓発

2 教育・メディア等を通じた理解促進

(1) 家庭における男女平等教育の推進

- ■男性のみならず女性の固定的性別役割分担意識の解消、男性の子育てや家庭教育への関わりの促進など、男女共同参画意識を育てる家庭教育の推進
- ■小・中学校で開催している家庭教育学級に、男性も含む多くの人が参加しやすい環境づくりの推進、 家庭教育に関する情報提供及び相談機会の確保

令和6年度の実施状況

1 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革

(1) あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動の強化

(5事業中5事業実施)

- ○広報あおもり、市ホームページ、市 SNS、出前講座、男女共同参画情報紙「アンジュール」、小学 6 年生版・中学 3 年生版男女共同参画啓発小冊子、カダール・アコール通信、青森ケーブルテレビなどにより、広報・啓発活動を行いました。
- ○新採用職員研修(中期)の中で、男女共同参画に関する理解を深めるためのカリキュラムを実施しました。

(2) 男女共同参画に関わる調査、情報の収集・提供の充実

(5事業中5事業実施)

- 〇男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行う個人や団体、事業者を青森市男女共同参画推進月間オープニングイベントにおいて表彰し、その取組について、広報あおもり、市ホームページなどで周知しました。
- 〇男女共同参画情報紙「アンジュール」を9月と3月の年2回発行し、男女共同参画に関する最新の情報を発信しました。

(3)根強い固定的性別役割分担意識の解消など男性への意識改革の促進

(5事業中5事業実施)

○カダール(男女共同参画プラザ)やアコール(働く女性の家)において、男性を対象とした「男性の料理入門 講座」等の講座の開催や、「男らしさ女らしさにとらわれないカダールジェンダー川柳」の募集など、男性へ の意識啓発と男性の家事・育児・介護への参画の促進を図りました。

(4) 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進

(6事業中6事業実施)

- 〇子どもの頃から男女共同参画についての意識啓発を図るため、小学 6 年生版男女共同参画啓発小冊子、中学 3 年生版男女共同参画啓発小冊子を作成し、市内の全小・中学校(私立中学校 2 校を含む)に配布し、教育委員会指導課による学校訪問等の際、授業等での活用を周知しました。
- ○初任者研修等で、教員の男女共同参画に関する意識啓発を図りました。

2 教育・メディア等を通じた理解促進

(1)家庭における男女平等教育の推進

(5事業中5事業実施)

- ○カダール(男女共同参画プラザ)やアコール(働く女性の家)において、講座や情報コーナー等を通じて、男性の家庭参画促進や女性の固定的性別役割分担意識の解消を図りました。
- 〇各小・中学校単位で実施される家庭教育学級の担当者やPTA関係者を対象とした事業説明会において、男女 共同参画に関する出前講座のチラシを配布し、家庭教育学級での活用をPRしました。

(2) 学校における男女平等教育の推進

- ■一人ひとりの能力・適性・希望等に応じた主体的な選択を促す進路指導等を行い、学校教育で生涯 を見通したキャリア教育の推進
- ■理工系分野や専門職等の女性の参画が進んでいない分野において女性の活躍の機会があることなど 男女共同参画についての理解が学校生活で自然に深まるよう努める

(3) 社会教育・生涯学習活動の推進

- ■多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応し、女性のエンパワーメントを支援するため、 女性の生涯にわたる学習機会の提供・充実
- ■女性のみならず男性に対しても、様々な機会をとらえながら男女共同参画意識を高める学習機会の 提供・充実
- ■地元大学など多様な主体と連携し、現代的課題や地域の課題に関する学習機会・情報の提供を行うなど社会教育活動の充実
- ■市民センター等での各種講座の開催など、誰もが興味や必要に応じて学ぶことができる学習機会の 充実

(4)メディアにおける男女共同参画の推進

■市作成の広報・出版物など、市政のあらゆる情報発信における男女共同参画の視点に立った表現の 推進

指標とその説明	現状値(R5)			目標値	達成率
	値	単位	R6	(R10)	(R6/R10)
社会全体における男女の地位の平等感 社会全体において男女の地位が平等になっていると思う 市民の割合(市民意識調査)	_	%	-	50. 0	—%
男女共同参画に関する講座等の満足度 青森市男女共同参画プラザ(カダール)及び青森市働く女性の家(アコール)における男女共同参画に関する講座等の内容に満足している参加者の割合(講座等アンケート)	85. 1	%	86. 2	90. 0	95. 8%
男女共同参画に関する講座等への男性参加者の割合 青森市男女共同参画プラザ(カダール)及び青森市働く女性の家(アコール)における男女共同参画に関する講座等の参加者のうち男性の割合	22. 5	%	18. 7	28. 7	65. 2%
「男女共同参画啓発小冊子」を活用した 小・中学校の割合 小・中学校の授業等で「男女共同参画啓発小冊子」を活用した 学校の割合	100	%	100	100	100%

令和6年度の実施状況

(2) 学校における男女平等教育の推進

(2事業中2事業実施)

〇小学 6 年生版・中学 3 年生版男女共同参画啓発小冊子の中に、本市が男女共同参画都市であることや青森市男女共同参画推進条例を制定したこと、男女共同参画の必要性等について記載し、男女共同参画についての理解を深めるための啓発を行いました。

(3) 社会教育・生涯学習活動の推進

(12 事業中 12 事業実施)

- ○カダール(男女共同参画プラザ)やアコール(働く女性の家)における様々な講座等を通じて、女性のエンパワーメント支援を図りました。
- ○市民センター等で活動している団体・サークル等の情報や様々な分野の指導者情報を市ホームページに掲載 し、市民の幅広い生涯学習活動・社会教育活動を支援しました。
- ○市民センター等において、地域づくり活動拠点・学習拠点施設として市民の生涯の各段階を通じた自主的な学習活動を支援するため、市民ニーズや社会的ニーズに対応した講座などを、他部局や大学等とも連携しながら、 企画・実施しました。

(4)メディアにおける男女共同参画の推進

(3事業中3事業実施)

〇広報あおもり・ホームページ・SNS 等について、男女共同参画の視点に立った表現で作成しました。

課題・今後の方向性

- ○「男女共同参画に対する講座等の満足度」については、令和6年度は86.2%となっており、現状値である令和5年度の85.1%からは1.1ポイント上がり、目標値とは3.8ポイントの差となっています。引き続き、固定的性別役割分担意識の解消など、男女共同参画の意識改革・理解促進を図る必要があります。【担当:人権男女共同参画課】
- ○「男女共同参画に関する講座等への男性参加者の割合」については、令和6年度は18.7%となっており、現状値である令和5年度の22.5%から3.8ポイント下がり、目標値とは10.0ポイントの差があります。男性が参加しやすく、関心を持てるような内容で各種講座等を企画するなど、男性の意識改革や男女共同参画についての理解促進を図る必要があります。【担当:人権男女共同参画課】

